

## 子どもの貧困対策早期発見支援ガイドブック作成業務委託選考委員会評価基準書

### 1. 評価方法

- (1) 評価は、「子どもの貧困対策早期発見支援ガイドブック作成業務委託事業者選考委員会設置要綱」に記載の選考委員7名で行う。
- (2) 選考委員は、下記2に記載の評価基準に基づき、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーションを、特に優れている、優れている、普通、劣っている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。
- (3) 評価点は、選考委員1人あたり180点満点とする。

### 2. 評価基準

評価項目	評価視点	重要度	配点	評価				
				特に優れている	優れている	普通	劣っている	かなり劣っている
企画方針	本業務の目的を的確に理解し、具体的な企画方針となっているか	A	20	20	16	12	8	4
企画内容	子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法など最新の法令に関する子ども・子育て支援制度を理解し、現在の社会福祉状況等の把握が十分反映されているか	A	20	20	16	12	8	4
デザイン構成	利用者に対して、見やすく、わかりやすいデザイン・構成が工夫されているか	A	20	20	16	12	8	4
企画・提案	第2期松戸市子どもの未来応援プランの内容を理解し、本市の子ども貧困対策の施策を分かりやすく知ってもらうための企画・提案が反映されているか	A	20	20	16	12	8	4
企画・提案	利用者にとって有益性・関心度の高い情報が企画・提案されているか	A	20	20	16	12	8	4
自由提案	事業者独自のノウハウや強み、専門性を活かし、本市の貧困対策の推進にとって有効な提案がされているか	A	20	20	16	12	8	4
実施体制	当事業を進めるにあたり、人員は適切に配置されているか	B	15	15	12	9	6	3
実施体制	事業に携わるスタッフは、十分な専門性・経験年数を有しているか	B	15	15	12	9	6	3
全体スケジュール	当事業を進めるにあたり、無理なく適切なスケジュールが組まれているか	C	10	10	8	6	4	2
実績	他自治体で子ども子育て分野に関するガイドブック作成支援及び子どもの貧困に関する計画実績は十分にあるか	B	15	15	12	9	6	3
見積金額	見積額における評価の算出式は、評価欄に記載のとおりとする	D	5	5×提案者中最低見積価格/見積価格 ※小数点以下は切り捨て				
合計			180					

### 3. 選考方法

- (1) 選考委員7名の評価点を合計した結果、最も高い点を獲得した事業者を優先交渉権者として選考し、随意契約の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した事業者が複数ある場合は、重要度A及びBの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い合計点を獲得した事業者を優先交渉権者として選考する。この場合においても事業者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に評価点が高い事業者と、随意契約の交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が満点の6割(756点)に満たない場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。